

消防設備及び防火対象物点検業務委託仕様書

1 はじめに

- (1) 本仕様書は、発注者の消防設備及び防火対象物点検業務の内容を示すものである。受注者は消防法その他の関係法令等を遵守し、公正かつ的確に業務を実施すること。また、本書に記載のない事項であっても、必要性が認められる場合には受注者は契約の範囲内で業務を実施し、契約の範囲外の業務については別途協議すること。
- (2) 作業にあたっては、受注者はあらかじめ発注者と打ち合わせを行い、常に事故を発生させないように十分注意すること。また、患者及び来院者等に留意し、善良なる管理者の注意従って作業すること。

2 業務内容

(1) 機器・総合点検

- ア 対象設備は別紙「点検対象設備一覧表」に記載する設備とする。
- イ 機器・総合点検のための作業員を派遣し、消防法その他の関係法令等に定める所要の点検を行うこと。
- ウ 作業完了後、点検結果及び処置の内容について発注者に報告するとともに、法令に定める様式により点検結果報告書、点検票等を作成し、点検終了日から起算して30日以内に発注者へ3部提出すること。なお、指摘事項については、指摘場所を確認できるよう写真または図面により発注者へ報告すること。
併せて、発注者から依頼があった場合はそのうちの2部を発注者の指示の下、発注者の所在地を所管する消防署長に提出し、その指示等を発注者へ報告すること。
- エ 点検は年1回とし、令和6年7月から令和6年8月末までの間の発注者の指定する期日に行うこと。また、業務実施の工程表を作成して発注者に提出し、承認を得ること。
- オ 作業責任者及び作業員は消防設備士または消防設備点検資格者とし、事前に作業員名簿と免状の写しを提出すること。特に自家発電装置については前述資格に加え自家発電設備専門技術者（保全部門）第一種保持者が点検にあたること。
- カ スピーカー鳴動試験については、休診日（土、日、祝日）の日中に実施すること。手術室及びカテーテル検査室内設置設備の試験についても、休診日（土、日、祝日）の日中に実施すること。
- キ 発注者の立会いを要する点検（最終日の履行確認含む）は、平日の勤務時間内に行うこと。
- ク 点検を終了した機器等には点検済証を貼ること。
- ケ 点検に際しては下記の点に注意すること。
 - (ア) 自動火災報知設備及び防排煙設備
 - a 感知器感度測定による「非火災報」「失報」等の検討を行い、報告すること。
 - b 外部に面している箇所の煙感知器は「非火災報」対策として内部清掃を行うこと。
 - c 機器・総合点検の際は、煙感知器を取り外し測定器による感度測定を全数について行い、その結果を報告すること。なお、機器・総合点検の際に全数終了できない見込みの場合は、機器点検の際に実施し、報告を行うこと。
 - (イ) 非常放送設備

非常放送回路の点検及び業務放送状態におけるスピーカ一点検を行うこと。

(業務放送時における非常放送優先、有効性の確認)

(ウ) 誘導灯設備

誘導灯及び誘導標識の点検時には、外観及び内部清掃も併せて行うこと。

(エ) 各種機器への連動確認

連動の確認は連動制御ソフトのチェックを含み、発報時等における各種機器等の連動を確認すること。なお、点検の実施にあたっては、関係部門と連絡を取り合い実施すること。

a 受信機 - 情報処理盤 - 信号装置 - CRT及び諸制御盤

b 中央監視盤への移報による空調停止連動

c エレベーター1階着床連動

d 非常口電気錠の開放連動

(オ) 自家発電設備

起動は手動で行い、無負荷状態にて運転し試験を行うこと。

(2) 機器点検

ア 対象設備は別紙 点検対象設備一覧表に記載する設備とする。

イ 機器点検のため作業員を派遣し、消防法その他の関係法令等に定める所要の点検を行うこと。

ウ 作業完了後、点検結果及び処置の内容について発注者に報告するとともに、法令に定める様式により点検結果報告書、点検票等を作成し、点検終了日から起算して30日以内に2部提出すること。なお、指摘事項については、指摘場所を確認できるよう写真または図面により発注者へ報告すること。

エ 点検は年1回とし、令和7年1月から令和7年2月末の発注者の指定する期日に行うこと。また、業務実施の工程表を作成して発注者に提出し、承認を得ること。

オ 作業責任者及び作業員は消防設備士または消防設備点検資格者とし、事前に作業員名簿と免状の写しを提出すること。特に自家発電装置については前記資格に加え自家発電設備専門技術者(保全部門)第一種保持者が点検にあたること。

カ スピーカー鳴動試験については、休診日(土、日、祝日)の日中に実施すること。手術室及びカテーテル検査室内設置設備の試験についても、休診日(土、日、祝日)の日中に実施すること。

キ 発注者の立会いを要する点検(最終日の履行確認含む)は、平日の勤務時間内に行うこと。

ク 点検を終了した機器等には点検済証を貼ること。

ケ 点検に際しては(1)ケに示した点に注意すること。

(3) 防火対象物点検

ア 防火対象物点検のため作業員を派遣し、消防法その他の関係法令等に定める所要の点検を行うこと。

イ 作業完了後、点検結果及び処置の内容について発注者に報告するとともに、法令に定める様式により点検結果報告書、点検票等を作成し、点検終了日から起算して30日以内に3部提出すること。なお、指摘事項については、指摘場所を確認できるよう写真または図面

により発注者へ報告すること。

併せて、発注者から依頼があった場合は発注者の指示の下、発注者の所在地を所管する消防署長に提出し、その指示等を発注者へ報告すること。

ウ 点検は年1回とし、令和6年7月から令和6年8月末までの間の発注者の指定する期日に行うこと。また、業務実施の工程表を作成して発注者に提出し、承認を得ること。

エ 作業責任者及び作業員は防火対象物点検資格者免状を持つ者とし、事前に作業員名簿と免状の写しを提出すること。

(4) 緊急連絡システム（火災通報装置）

ア 契約締結後、点検前までに緊急連絡システム（火災通報装置）の連絡先等について、発注者が指定する職員を一般通報先として、修正変更を行うこと。

イ 点検時に発注者の電話回線が通常どおり使用できるように火災通報側で折り返し作業を実施すること。

3 その他

(1) 点検等の実施日、実施方法等については、あらかじめ発注者と詳細な打ち合わせを行うこと。

(2) 点検業務に要する機器、材料及び点検済証に係る経費については、受注者が負担するものとする。

(3) 各設備に異常が認められたときには、その原因究明に協力すること。また、点検中は誤作動等により発注者に損害を与えないよう、関係部門と連絡を取り合い実施すること。

(4) 受注者は、従業員が次に掲げる事項を遵守するよう教育、研修を徹底すること。

ア 発注者が公的医療機関として県民に適切な医療サービスを提供する施設であることを認識し、身だしなみ、言葉づかい等に十分注意すること。

イ 常に衛生的な服装を身につけ、名札を着用すること。

ウ 業務上知り得た秘密（患者の個人情報等）を第三者に漏らしてはならないこと。当該委託契約の期間満了後または契約解除後においても同様であること。

エ 業務に際しては、患者の安全確保に細心の注意を払い、診療行為に支障がないよう配慮すること。

(5) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、表1に掲げる業務についても実施すること。なお、当該業務の実施に伴い、修理や物品交換が必要な場合、費用については別途協議すること。

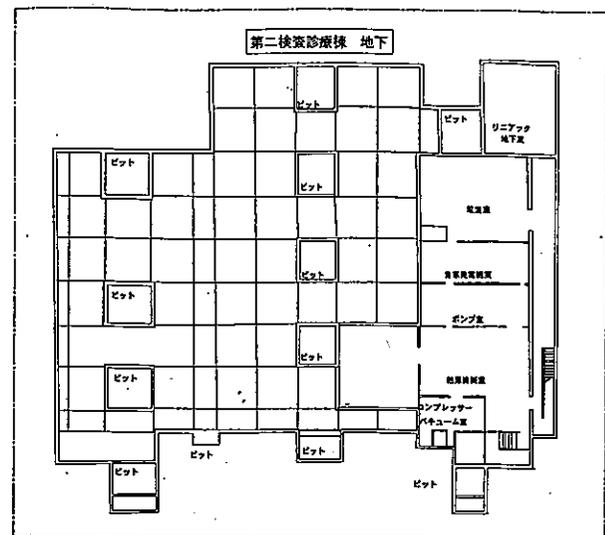
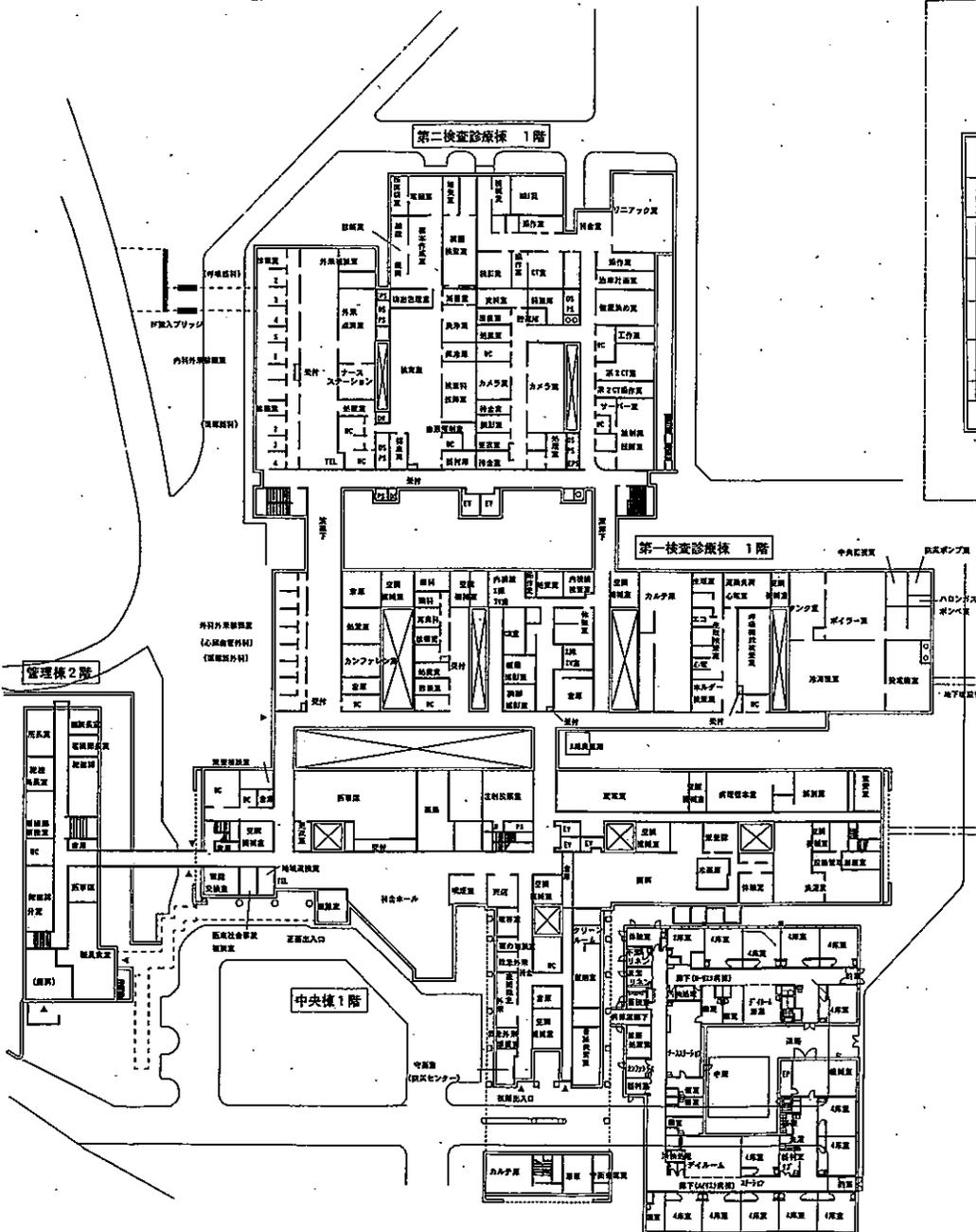
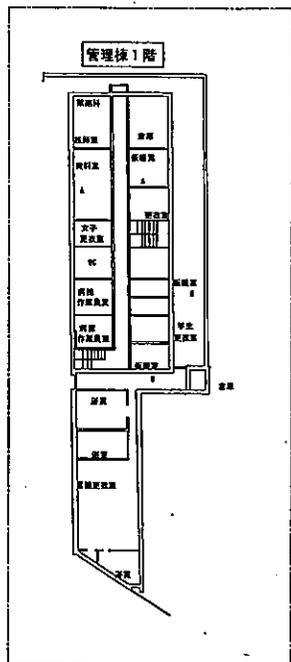
【表1】

	業務内容	対応可能時間帯 等
1	別表 点検対象設備一覧表に記載の設備における火災発生による作動の一次対応、日常の誤作動・不具合等の一次対応	契約期間中、終日
2	防災訓練の立ち合い	年2回

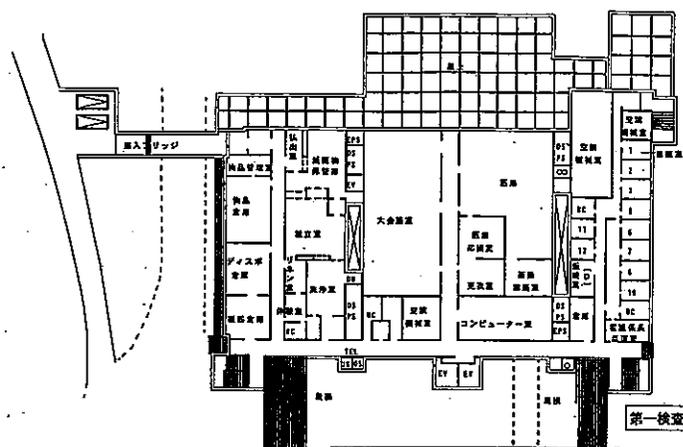
種別	機器名称	数量	消防設備点検		
			機器・総合	機器	
自動火災報知機	受信機GR型	1	●	●	
	受信機P型1級	2	●	●	
	受信機P型2級	1	●	●	
	差動式スポット型感知器	598	●	●	
	煙感知器	401	●	●	
	表示機	10	●	●	
	定温式スポット型感知器	208	●	●	
	発信機	70	●	●	
	表示灯	70	●	●	
	電鈴	18	●	●	
	常用電源	4	●	●	
	差動式分布型感知器	33	●	●	
	消火栓起動連動装置	4	●	●	
	予備電源	4	●	●	
	防火、防排煙設備	煙感知器	75	●	●
		防火扉	70	●	●
		排煙口	8	●	●
排煙口手動開放装置		8	●	●	
排煙機		1	●	●	
起動盤		1	●	●	
予備電源		1	●	●	
防火シャッター		11	●	●	
防排煙ダンパー		9	●	●	
電鈴・ブザー		3	●	●	
垂れ壁		7	●	●	
定温式スポット型感知器		3	●	●	
誘導灯		誘導灯	335	●	●
		誘導標識	8	●	●
	誘導灯信号装置	1	●	●	
非常用放送設備	増幅器	1	●	●	
	音量調整器	247	●	●	
	非常用電源	1	●	●	
	常用電源	1	●	●	
	スピーカー	496	●	●	
	スピーカー回線	1	●	●	
	自動火災報知設備連動	1	●	●	
	遠隔操作器	2	●	●	
スプリンクラー設備	加圧送水装置(ポンプ・モーター)	1	●	●	
	湿式流水検知装置	11	●	●	
	ポンプ制御盤	1	●	●	
	スプリンクラーヘッド	2,795	●	●	
	常用電源	1	●	●	
	送水口	2	●	●	
	起動装置(P/T)	1	●	●	
	呼水装置	1	●	●	
	補助散水栓	26	●	●	
	消火水槽	1	●	●	
	補助高架水槽	1	●	●	
	屋内消火栓設備	加圧送水装置(ポンプ・モーター)	2	●	●
屋内消火栓		34	●	●	
常用電源		2	●	●	
ポンプ制御盤		2	●	●	
呼水装置		2	●	●	
放水口(テスト弁)		2	●	●	
ハロゲン化物消火設備	ハロゲン化物消火設備	6	●	●	
	起動容器	3	●	●	

種別	機器名称	数量	消防設備点検		
			機器・総合	機器	
ハロゲン化物消火設備	起動容器開放装置	3	●	●	
	スピーカー	5	●	●	
	音声盤	1	●	●	
	電源装置	1	●	●	
	ハロン噴射ヘッド	11	●	●	
	容器弁解放装置(ガス圧式)	6	●	●	
	選択弁解放装置(ガス圧式)	3	●	●	
	手動式起動装置	3	●	●	
	制御盤	1	●	●	
	音声盤	1	●	●	
	ハロンガス放出表示灯	12	●	●	
	ガス圧ダンパー	12	●	●	
	シャッター	3	●	●	
	避難器具設備	避難梯子	1	●	●
		ハッチ	2	●	●
救助袋		5	●	●	
粉末消火器(蓄圧式)		212	●	●	
簡易自動消火装置 (フードダクト)	粉末消火器(50型)	2	●	●	
	CO2消火器	3	●	●	
	移動式粉末消火設備	1	●	●	
	粉末ポンペ	27	●	●	
	起動用操作函	5	●	●	
	ノズル	42	●	●	
	容器弁開放装置	27	●	●	
	電源装置	5	●	●	
漏電火災報知器設備	ダクトセンサー(感知器)	12	●	●	
	受信機	1	●	●	
	電源	1	●	●	
	変流器	1	●	●	
	音響装置	1	●	●	
ガス漏れ火災警報器	検知器	19	●	●	
	予備電源	1	●	●	
	常用電源	1	●	●	
火災通報機設備 (消防機関へ通報する火災報知器)	火災通報装置	1	●	●	
	常用電源	1	●	●	
	専用電話機	1	●	●	
	予備電源	1	●	●	
消防用水設備	消防用水設備	3	●	●	
CPU/CRT設備	防災監視盤	1	●	●	
自家用発電設備	500KVA ガスタービン	1	●	●	
	500KVA 自動始動発電機盤	1	●	●	
	500KVA 交流発電機	1	●	●	
	500KVA 始動用直流電源	1	●	●	
	490ℓ 燃料(灯油タンク)	1	●	●	
配線	—	—	●		

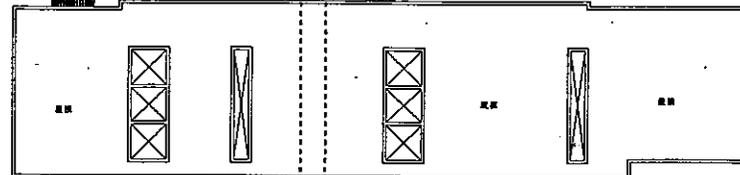
点検については、消防法第8条の2の2、消防法第17条の3の3、同法施行規則第4条の2の4、第31条の6及び消防庁告示第9号(平成16年5月31日)に基づき、院内の消防関連施設、防火対象物及び同機器類の点検、作動の確認等を行う。



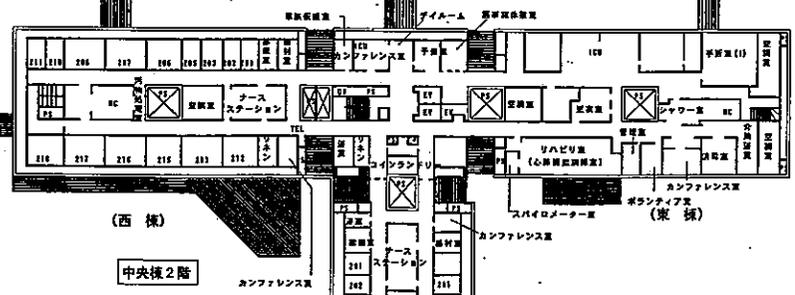
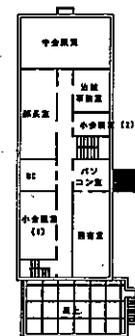
第二検査診療棟 2階



第一検査診療棟 屋上



管理棟 3階



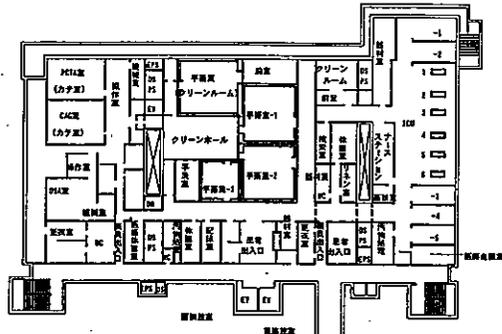
(西棟)

中央棟 2階

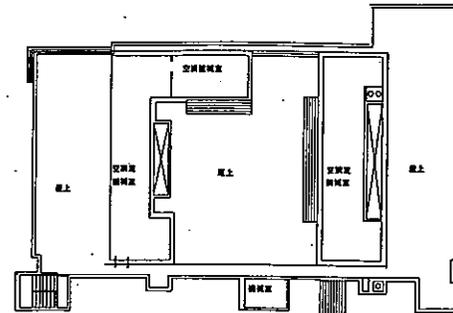
(東棟)

(南棟)

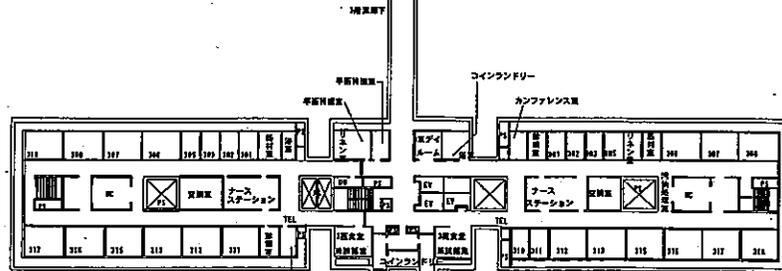
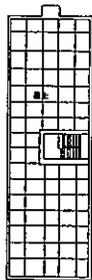
第二検査診療棟 3階



第二検査診療棟 屋上



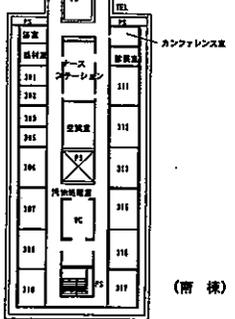
管理棟 屋上



(西棟)

(東棟)

中央棟 3階



(南棟)



中央棟 屋上

